

2025年度 町田市立本町田ひなた学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（１）「いじめに関する授業」の年間３回以上実施

児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間３回以上実施する。

（２）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実・学校保健委員会講演保護教職員の会
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ③ 心のアンケートを毎月第３火曜日に全校実施。その後、児童面談 学年会
- ④ スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化（５年生全員個別面談）

全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくり、授業を行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

（３）家庭や地域と連携した未然防止の取組・体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組んでいく。また、子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 保護者会等でいじめの指導や相談体制について、説明する。
- ② 職場体験
- ③ 福祉体験・ボランティア活動(3, 4年)「手話・点字体験」
- ④ 出前授業との交流学习及び共同学習5年
- ⑤ 異学年交流活動「縦割り班活動」
- ⑥ 小中学校交流行事 三中出前授業
- ⑦ 子どもまつり
- ⑧ サマースクール教室（地域・保護者連携行事）夏季休業中

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、組織的に対応する。

〈具体的な学校の取組〉

（１）いじめの兆候を見逃さない体制づくり

児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 子どもの普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
- ③ 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「4 いじめに『気付く』チェックリスト子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用

- ④ 定例金曜日・生活指導夕会
- ⑤ スクールカウンセラーとの合同授業による児童観察（学期1回）
- ⑥ 「スクールサイン」の投稿への早期対応

（２）身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり スクールカウンセラーとの交流
- ② 相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「7主な相談窓口・専門機関等」参照）

※学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「6 関係諸機関との連携」参照）

- ① いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ② スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③ まちだJUKU（教育センター）※中学校
- ④ 保護司、民生・児童委員
- ⑤ 町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑥ 学校サポートチーム
- ⑦ 町田市家庭支援センター

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年2回の校内研修（4月、8月）の実施
- ② 「学校いじめ対応チーム」の月一回の実施（心のアンケート実施後）

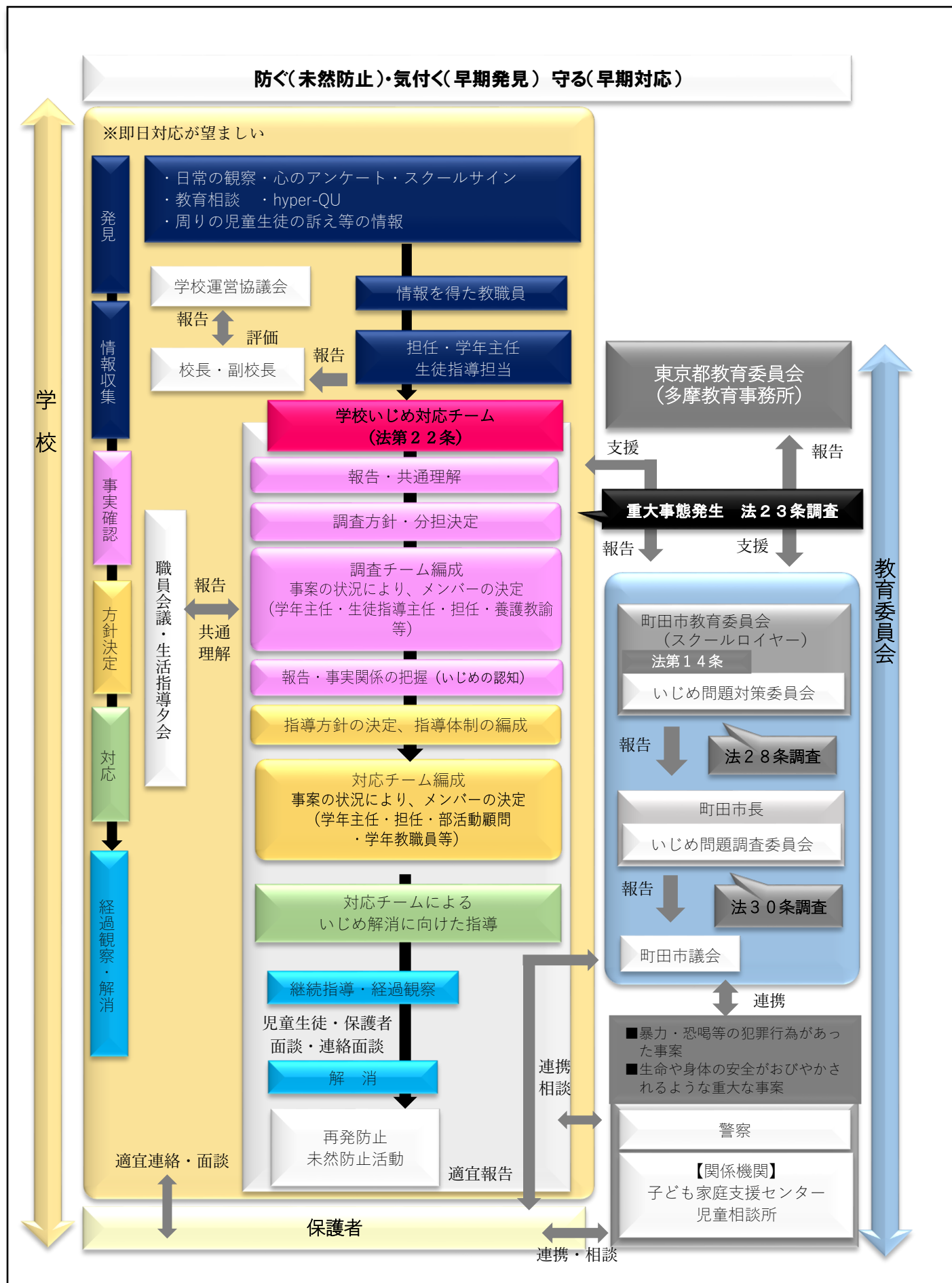
3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

- ① 学校いじめ対応チームの定例招集と臨時招集、方針の決定
- ② いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアの実施
- ③ いじめを行った児童の指導

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ



Ⅳ いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 本町田ひなた小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	(清水)	副校長	(大谷)
生活指導主任	(森)	主幹教諭	(阿達・森・福島)
当該学年主任	()	生活指導担当	(成澤)
当該学級担任	()	生活指導担当	(宮下)
養護教諭	(小澤)	教育相談担当	(星野)
スクール・カウンセラー	(大山)	関係機関職員	(対応が必要な場合)

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催（心のアンケート実施後→定例会）
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる5年生全員面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。（毎週金曜日、生活指導夕会）
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談にのったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

Ⅵ いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
5月	本校のいじめ防止基本方針について（生活指導全体会）
8月	生活指導主任研修会を受けて 校内研修
10月	ふれあい月間にむけて（重大事態について） 校内研修

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	4、5月	生活	がっこうとなかよし
	10月	道徳	「やさしいひと、みつけた」（親切、思いやり） 「あしたはえんそく」（公正、公平、社会正義）
	2、3月	学級活動	あたらしい1年生のために
2年	4・5月	生活	ようこそ、1年生
	10月	道徳	「おれたものさし」（善悪の判断）「こころはっぱ」（親切、思いやり）
	2・3月	生活	あしたへつなぐ 自分たんけん
3年	5月	道徳	「しょうたの手紙」（よりよい学校生活）
	10月	道徳	「おれたものさし」（善悪の判断）
	2月	道徳	「こころはっぱ」（親切、思いやり）
4年	6月	道徳	「私の見つけた小さな幸せ」（生命の尊さ）
	10月	道徳	「いっしょになって、わらっちゃダメだ」（節度、節制）
	2月	道徳	「ゆうきの心配」（親切、思いやり）
5年	4月	学活	わけへだてなく（自他の生命の尊重）
	6月	道徳	「転校生がやってきた」（公正、公平）「ノンステップバスのできごと」（親切、思いやり）
	1月	理科・学活	「うけつがれる命」（命の大切さ）
6年	5月	学活	情報モラル教育
	6月・7月	道徳	「ばかじゃん」（友情、信頼）「ピアノの音が」（規則の尊重）
	1月	国語	「メディアと人間社会」大切な人と深くつながるために

